平成２５年（フ）第１１５９号
札幌市北区麻生町２丁目５番16号　札幌館アネックス302号
債務者　木村　和文
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７８号
札幌市西区二十四軒１条４丁目１番10―1204号
債務者　松葉　典江
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
群馬県前橋市高花台２丁目23番地　ＲＭ―406
債務者　金井塚昭允
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
群馬県前橋市荒牧町２丁目２番地19　シャトーロアールＮｏ．２北102号
債務者　中村　光輔
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
神奈川県足柄上郡開成町宮台1126番地１　ハイム柿ノ木201
債務者　岸本　　歩
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
新潟県佐渡市浜田187、住民票上の住所新潟県佐渡市河原田諏訪町89番地１
債務者　杉本　昌利
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第６０６号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―418
債務者　谷順子こと　高　　順子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
京都府木津川市木津町西垣外３番地５
債務者　安田　智行
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
京都市北区大宮玄琢北東町３番地85
債務者　芝　喜代子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７５号
京都市伏見区深草東軸町８番地　ヴィーヴル藤森４―Ｈ
債務者　清水久美恵（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
大阪府河内長野市上田町107番地の４、前住所大阪府河内長野市三日市町560番地の61　末広マンション302号室
債務者　橋谷　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
堺市北区長曽根町3078番地５　サンコート住吉207号
債務者　中西　智子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
大阪府松原市東新町３丁目10番18号
債務者　田中　義英
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
堺市堺区中之町西３丁１番８―303号
債務者　寺嶋　　励
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
松江市西法吉町17番25号
債務者　渡部千雅子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
松江市山代町347番地９
債務者　秋風　孝博
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
岩手県岩手郡雫石町南畑第13地割45番地１
債務者　高橋　克彦
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６４号
岩手県久慈市宇部町第24地割51番地７
債務者　上舘あい子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部